

別冊

遊漁規則一覽

菊池川漁業協同組合	1
白川漁業協同組合	9
熊本市漁業協同組合	15
緑川漁業協同組合	22
氷川漁業協同組合	32
球磨川漁業協同組合	37
水俣川漁業協同組合	51
小国漁業協同組合	56
鏡町漁業協同組合	62
昭和漁業協同組合	66
鏡町漁業協同組合他2組合	70
千丁漁業協同組合	82
郡築内水面漁業協同組合	86
八代南部内水面漁業協同組合	93
蘇陽地域漁業協同組合	96
綾北川槻木漁業協同組合	102
芦北町内水面漁業協同組合	107

菊池川漁業協同組合第5種共同漁業に関する
内共第1号共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、菊池川漁業協同組合が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権にかかるとする漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、うぐい、はえ（おいかわ）、やまめ、かまつか、てながえび、すっぽん及びもくずがに、以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣、うなぎ築石・てぼ、又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書（別記様式1号）を提出しなければならない。
- 3 組合は第1項の規定による申請があったときは、竿釣、うなぎ築石・てぼ、又は投網による遊漁の場合には、第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに第6条第1項第1号及び第2号の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁業の方法)

第3条 次の表の（ア）欄に掲げる漁業は、それぞれ（イ）欄の漁業の方法により（ウ）欄の統数の範囲内において（エ）欄の区域及び（オ）欄の期間中でなければ営んではならない。

ただし、組合長は、理事会の承認を得て水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数、区域及び期間を制限することができる。

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁業の方法	(ウ) 統 数	(エ) 区 域	(オ) 期 間
あゆ漁業	竿 釣	竿釣1人1本	制限しない	6月1日～12月31日
	投網・刺網 四つ手網	刺網1統50m以内1人2統以内 (夜間燈火使用禁止)	〃	7月15日～12月31日
	縄 場 筌 や な	1人1ヶ所	指定箇所	8月1日～12月31日
こ い は え (おいかわ) う な ぎ ふ な う ぐ い か ま つ か て な が え び す っ ぽ ん わ か さ ぎ 漁 業	竿 釣	竿釣1人3本以内	制限しない	1月1日～12月31日
	投網・刺網 四つ手網	刺網1統50m以内1人2統以内	〃	7月15日～翌年2月末
	待 た ぶ		〃	1月1日～12月31日
	は え 縄	30m以内 1人3本以内	〃	〃 〃
	うなぎ築石	1人3ヶ所以内	〃	〃 〃
	うなぎてぼ	1人10本以内	〃	〃 〃
	えび玉すくい		〃	〃 〃
もくずがに 漁 業	筌つき刺網 竹棚使用かに場	1人1ヶ所 300ヶ所以内	指定箇所	8月1日～11月30日
やまめ漁業	竿 釣	竿釣1人1本	制限しない	3月1日～ 9月30日

2 次の表に掲げる区域では、竿釣以外の漁法で水産動植物を採捕してはならない。

河川名	区 域	備 考
上内田川	山鹿市菊鹿町吉原砂防ダム下流端から吉原堰 上流端までの区域	
岩 野 川	山鹿市鹿北町椎持麻生橋上流端から下流800m までの区域	
	山鹿市鹿北町椎持板曲橋上流端の上流50mから 下流 250mまでの区域	
	山鹿市舞鶴橋上流端から下流500mまでの区域	

- 3 次の表に掲げる区域では、第1項のあゆ漁業以外の投網で、網目8分目(12.5cm)以上の採捕については、第1項の期間にかかわらず同表の期間とする。

河川名	区 域	期 間
菊池川	白石堰上流端の下流200mから河口までの区域	1月1日～ 12月31日

- 4 刺網、船刺網の勢子は、1名とする。
ただし、勢子は、組合員又は第2条第3項により承認された遊漁者に限る。
- 5 えさ付かごを使用して、もくずがにを採捕することを禁止する。
- 6 刺網の使用は、500名を限度とする。

(漁具の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁業では、それぞれ右欄に掲げる規模または大きさの漁具を使用してはならない。

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁具の規模または大きさ
あゆ漁業	投網 網目 1.2 cm 未満のもの
	刺網・四つ手網 網目 2.0 cm 未満のもの
こい漁業	投網 網目 2.0 cm 未満のもの
	刺網・四つ手網 網目 7.0 cm 未満のもの
ふな・てながえび はえ(おいかわ) うぐい・かまつか漁業	投網 網目 1.2 cm 未満のもの
	刺網・四つ手網 網目 1.2 cm 未満のもの

(放流種苗保護のための制限)

第5条 漁業の区域及び期間については、第3条の規定にかかわらず、次の表(ア)欄に掲げる河川の(イ)欄の区域内において(ウ)欄に掲げる期間中水産動植物を採捕してはならない。

(ア) 河川名	(イ) 区 域	(ウ) 期 間
菊池川	山鹿大堰堤より下流50mまで	4月1日から5月31まで
	七城町橋田堰堤より下流50mまで	〃
	〃 加恵堰堤より下流50mまで	〃
	〃 菰入堰堤より下流50mまで	〃
	菊池市長清堰堤より下流50mまで	〃
	〃 菊池堰堤より下流50mまで	〃
	立門取水堰軸より上流50m下流65mまで	1月1日から12月31まで
	菊池溪谷九電第5発電所取水堰より上流	〃
	白石堰上流端の上流120mから下流200mまでの区域	〃
	山鹿市岩野川吐合右岸に設置した標柱と左岸の志々岐に設置した標柱を結んだ線から下流1000mまでの区域	〃
菊池市清水橋上流端から菰入堰上流端までの区域	〃	
迫間川	七城町新田堰堤より下流50mまで	4月1日から5月31まで
	〃 荒野堰堤より下流50mまで	〃
	〃 辺田堰堤より下流50mまで	〃
	竜門ダム軸より上流400m及び下流160m	1月1日から12月31まで
岩野川	山鹿市寺島堰堤より下流50mまで	4月1日から5月31まで
	〃 甲原堰堤より下流50mまで	〃
上内田川	鹿本町梶屋堰堤より下流50mまで	〃

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。

(1) 竿釣、待たぶ、はえ縄、うなぎ築石、うなぎてぼによる遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
		日	年
あゆ	竿釣	日	1,300円
		年	4,000円
こい・はえ(おいかわ)・うなぎ・ふな・うぐい・かまつかてながえび・すっぽん・わかさぎ・やまめ	竿釣(穴釣を含む) 待たぶ・はえ縄	日	500円
		年	2,000円
うなぎ	うなぎ築石・うなぎてぼ	年	2,000円

ただし、身障者、中学生は半額
竿釣は、中学生まで無料

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
		日	年
あゆ・こい・はえ(おいかわ) うなぎ・ふな・うぐい かまつか・てながえび すっぽん	投網	日	1,300円
		年	4,000円
あゆ・こい・はえ(おいかわ) うなぎ・ふな・うぐい かまつか・てながえび すっぽん	刺網	徒歩	年 8,000円
		船使用	年 20,000円
あゆ・もくずがに	縄場・釜やな 釜つき刺網・竹棚使用かに場	入札価格	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。
ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

- ・ 山鹿市南島1288-2 菊池川漁業協同組合事務所
- ・ 遊漁料徴収業務委託者 (各市町所在の釣具店等の取扱店も含む)

(遊漁承認証)

第7条 組合は、第2条第3項により申請を承認したときは、別記様式2号の遊漁承認証及び刺網・船刺網には遊漁承認帽（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁者は、他人に遊漁承認証を貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ以後のその者の遊漁を拒否することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、おこなわないものとする。

(附則)

この規則は、平成26年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

遊漁承認申請書

平成 年 月 日

菊池川漁業協同組合

代表理事組合長

様

住所

氏名

㊞

下記のとおり承認を受けたいから菊池川漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第1号共同漁業権遊漁規則第2条の規定に基づき申請します。

記

1. 魚種の種類
2. 漁具・漁法
3. 遊漁区域又は場所
4. 遊漁期間
5. 使用船舶 舟名 トン数 馬力数

遊漁承認証

No.						
平成 年度						
内共第1号第5種共同漁業権						
遊 漁 承 認 証						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">漁具漁法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	漁具漁法		住 所		氏 名	
漁具漁法						
住 所						
氏 名						
発行者 菊池川漁業協同組合 熊本県山鹿市南島1288-2 TEL (0968) 43-2369 FAX (0968) 43-2688						

注 意 事 項

1. 遊漁者は遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
2. 遊漁者は漁場監視員から要求があった時は、遊漁承認証を提示しなければならない。
3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
4. 遊漁承認証以外の漁具、漁法はこれを禁止する。
5. 熊本県内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則により禁止されている漁具、漁法及び期間に於いて水産動物を採捕してはならない。
 イ 鮎(1月1日～5月31日)
 やまめ(10月1日～翌年2月末日)
 もくずがに(12月1日～7月31日)
 ロ 刺網使用禁止3月1日～7月14日]
 ハ 投網使用禁止3月1日～7月14日]
 ニ えさづけかごによるもくずがにの採捕禁止
 ホ 漁具、漁法の制限
 (1) ほこ突 (2) びん潰 (3) う飼 (4) 堤灯たぶ (5) さかうけ (6) 乾川 (7) 灌水引掛 (8) からから (9) 2重以上の刺網又はまき網 (10) 地びき網・船びき網 (11) 電流を通じてする漁法 (12) 網漁具 (15cmにつき30ふし以下) (13) うけ (径1m以下) (14) たぶ網その他すぐい具 (方20mm目以上)
6. その他当組合規則、規定を守ること。

日 漁 券

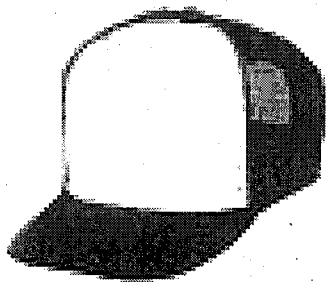
日 漁 券 (控)	
第 号	平成 年 月 日
釣	500円
投網 (舟含)	1,300円
鮎かけ	1,300円
日 漁 者 氏 名	

日 漁 券	
第 号	平成 年 月 日
釣	500円
投網 (舟含)	1,300円
鮎かけ	1,300円
日 漁 者 氏 名	
菊池川漁業協同組合	
監視員	⑩

※ 年月日無記入及び無捺印は無効とする。

別記様式3号

遊漁承認帽 (刺網又は舟刺網)



漁場監視員証

漁場監視員証	
No.	_____
住 所	_____
氏 名	_____
監視区域	当組合漁業権行使区域
発行者	菊池川漁業協同組合
熊本県山鹿市南島1288-2 ☎0968-43-2369	
Fax 0968-43-2688	

白川漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第2号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・こい・ふな・うなぎ・はえ・もくずがに・やまめ。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、手釣、竿釣による遊漁の場合には第8条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行なう水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第8条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、第4条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 規 模	エ 区 域	オ 期 間
あゆ 漁業	手釣・竿釣	制限しない	制限しない	6月1日から 12月31日まで
	投網（夜間燈火 使用禁止）	1人1統以内		8月1日から 12月31日まで
やまめ 漁業	手釣・竿釣	1人1本以内	制限しない	3月1日から 9月30日まで
	投網（夜間燈火 使用禁止）	1人1統以内		8月1日から 9月30日まで
はえ・ふな こい・うなぎ 漁業	手釣・竿釣	1人3本以内	制限しない	1月1日から 12月31日まで
	はえなわ	30m以内 1人2本以内		
	さかてぼ	1人5本以内		
	たも網	1人2統以内		
	投網（夜間燈火 使用禁止）	1人1統以内		8月1日から 12月31日まで
もくずがに 漁業	かにうけ	1人2統以内	指定箇所のみ	8月1日から 12月31日まで
	かにかご	1人5籠以内	制限しない	9月1日から 12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学生及び肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分1に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ 漁業	手釣・竿釣	日券 500円
		年券 4,000円
	投網(夜間燈火 使用禁止)	日券 1,000円
		年券 3,000円
やまめ 漁業	手釣・竿釣	日券 200円
		年券 1,500円
	投網(夜間燈火 使用禁止)	日券 1,000円
		年券 3,000円
はえ 漁業	手釣・竿釣	日券 200円
		年券 1,500円
はえ・ふな・こい うなぎ 漁業	手釣・竿釣	日券 400円
		年券 2,000円
	さかてぼ	日券 500円
		年券 1,000円
	たも網	日券 1,000円
		年券 3,000円
もくずがに	かにうけ	日券 500円
		年券 4,000円
	かにかご	年券 1,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁する場合において漁場監視員に納付することができる。

* 白川漁業協同組合事務所（熊本県菊池郡大津町錦野420-1）

* 山本釣具センター（熊本市中央区本庄町631-1）

* 丸英釣具店（熊本市中央区渡鹿4丁目4-5）

* つるた釣具（熊本市東区花立5丁目12-13）

* ポイント（東バイパス店・流通団地店・富合店）

* 中島商店（阿蘇郡南阿蘇村河陰158）

* 株式会社藤本建設工業（阿蘇郡南阿蘇村河陽3377-1）

（遊漁承認証に関する事項）

第5条 組合は、第2条1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第7条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行なわないものとする。

(附則)

この規則は、内共第2号の免許の日から施行し、その存続期間適用する。

様式第1号 遊漁承認証

表

裏

遊漁承認証		NO _____
下記のとおり遊漁を承認します。		
住所		
氏名		年令
1. 承認期間 2. 魚種 3. 漁具、漁法 4. 遊場（裏面注意事項7を参照）		
金額	円	取扱者 受領印
上記の金額を正に領収いたしました。		
平成 年 月 日 熊本県菊池郡大津町錦野420-1 白川漁業協同組合 印		

注 意 事 項
1、領収証に組合印及び取扱者印の無いものは無効。 2、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならない。 3、承認証は、他人に貸与してはならない。 4、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 5、漁場監視員の指示に従わなければならない。 6、漁業者又は遊漁者は、互いに適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 7、熊本県内水面漁業調整規則及び白川漁業協同組合遊漁規則により禁止された漁法、漁具を使用し、又は禁止区域内において水産動植物を採捕してはならない。 漁場の区域 白川 熊本市小碩橋から上流の南阿蘇村河陽河原田堰までの白川 黒川 本流合流点から上流の南阿蘇村河陽数鹿流ヶ滝までの黒川 8、前項の規則に違反した時は、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否する事がある。この場合既に遊漁者が納付した遊漁料金は払い戻さないものとする。

様式第2号 漁場監視員証

表

裏

NO _____	
漁場監視員証	
下記のものゝ当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	年令
有効期間	
発行者	
白川漁業協同組合 印	

遵 守 事 項
1、漁場監視員は水協法・漁業権行使規則・遊漁規則・内水面漁業調整規則及び組合規則のれい行に關して必要な指示をあたえることができる。 2、監視員は必ず本証を携帯し監視取締り調査等の際は本証を提示しなければならない。 3、漁業監視員は漁業の妨げとなり又は魚族に有害と認められる一切の行為（不法投棄・排水等）について監視・取締り・調査を併せしなければならない。 4、本証の失効は期間満了・監視員の組合脱会・事故・又は組合より監視員を解任されたる時とし以上の場合は速かに本証を組合に返納しなければならない。但し特別監視員は組合の要求ありたる場合とする。 5、本証は原則として再交付しない

熊本市漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎ、おいかわ（はえ）、及びぬまえび類（もえび）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 当該漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請については、漁具、漁法、遊漁区域を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
3. 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
4. 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁業の方法)

第3条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数の規模	エ 区域	オ 期間
こ い 漁 業	手 釣	制限なし	画図橋より 上流において 釣以外は 禁止	1月1日から 12月31日まで
ふ な "	竿 釣			
う な ぎ "	投 網			
おいかわ（はえ） "	四つ手網			
ぬまえび類（もえび） "	タ ビ			

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁法を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁法
こ い 漁 業	爆 弾 釣 り
ふ な ”	
う な ぎ ”	
おいかわ (はえ) ”	

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁 具 漁 法	遊漁料の額
こ い ふ な	手釣・竿釣	日 200円
うなぎ おいかわ (はえ)		年 2,000円

二 その他の場合

魚 種	漁 具 漁 法	遊漁料の額
こ い ふ な	投 網	日 250円
うなぎ おいかわ (はえ)	四つ手網	年 2,500円
ぬまえび類 (もえび)	タ ビ	日 250円
		年 2,500円

2. 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、釣、又は、投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

熊本市中央区国府本町5-7 熊本市漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の

迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことが出来る。

2. 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は内共第3号の免許の日から施行し、その存続期間適用する。

遊 漁 承 認 証

No. _____

下記のとおり遊漁を承認します。

住所

氏名

(才)

△有効期間 平成 年 月 日 まで

△漁具漁法

△遊漁区域 熊本市漁協第5種共同漁業権漁場区域内

熊本市漁業協同組合

代表理事組合長



遵 守 事 項

- 1 遊漁者は遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁者は漁場監視員から要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3 熊本県内水面漁業調整規則により禁止された漁具、漁法及び区域において水産動植物を採捕してはならない。
- 4 組合員の定置漁具や市の公共物にふれて破損することがないようにしなければならない。
- 5 遊漁者は遊漁規則の遵守に関して監視員の指示に従うこと。

※ 当組合が行っている増殖事業

当組合が行っている増殖手法は、稚魚放流、外来水産動植物の駆除です。

※ 当組合が行っている魚場管理

遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

漁 場 監 視 員 証

No. _____

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住所

氏名

(才)

△ 有 効 期 間

年 月 日 まで

熊本市漁業協同組合

代表理事組合長 (印)

遵 守 事 項

- 1 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

緑川漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

第1条	目的	第8条	遊漁承認証に関する事項
第2条	遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	第9条	遊漁に際し守るべき事項
第3条	漁具・漁法及び規模・期間の制限	第10条	漁場監視員
第4条	漁具の制限	第11条	違反者に対する措置
第5条	全長の制限		(附則)
第6条	禁止区域		
第7条	遊漁料の額及び納付方法		

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ〔はえ〕、やまめ、わかさぎ、ぬまえび類〔もえび〕、てながえび、もくずがに及びすっぽんをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、竿釣、投網、刺網及びかにかごによる遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣、投網、刺網及びかにかごによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法及び規模・期間の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間内でなければ遊漁してはならない。ただし、組合長は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、遊漁の方法、統数、区域又は期間を制限することができる。

(ア) 魚種	(イ) 遊漁の方法	(ウ) 規 模	(エ) 区 域	(オ) 期 間
あ ゆ	竿釣(友釣)	制限なし	内共第4号の漁場内	6月1日から12月31日まで
	竿 釣 (がっくりがけ)	制限なし	内共第4号の漁場内	10月1日から12月31日まで
	投 網	制限なし	内共第4号の漁場内 ただし、八勢川と八勢川合流点より上流の御船川及び中甲橋より上流の緑川支流を除く	7月1日から12月31日まで
	刺 網	1人40m 以内	内共第4号の漁場内 ただし、宮内発電所より上流の緑川及び横野橋より上流の御船川を除く	8月1日から12月31日までの日の入りから日の出まで
こ ぶ い な	竿 釣	1人3本以内	内共第4号の漁場内	1月1日から12月31日まで
	バクダン釣	1人3本以内		
	投 網	制限なし	内共第4号の漁場内 ただし、八勢川と八勢川合流点より上流の御船川及び中甲橋より上流の緑川支流を除く	7月1日から12月31日まで
	刺 網	1人40m 以内	内共第4号の漁場内 ただし、宮内発電所より上流の緑川及び横野橋より上流の御船川を除く	8月1日から12月31日までの日の入りから日の出まで

うなぎ	竿 釣	1人3本以内	内共第4号の漁場内	4月1日から9月30日まで
	うなぎてぼ	1人20個まで		
	うなぎかき	-制限なし		
	たかんぼ	1人50個まで		
おいかわ (はえ)	竿 釣	制限なし	内共第4号の漁場内	1月1日から12月31日まで
	投 網	制限なし	内共第4号の漁場内 ただし、八勢川と八勢 川合流点より上流の御 船川及び中甲橋より上 流の緑川支流を除く	7月1日から12月31日まで
	刺 網	1人40m 以内	内共第4号の漁場内 ただし、宮内発電所より 上流の緑川及び横野橋よ り上流の御船川を除く	8月1日から12月31日まで の日の入りから日の出まで
やまめ	竿 釣	制限なし	内共第4号の漁場内	3月1日から9月30日まで
わかさぎ	竿 釣	制限なし	内共第4号の漁場内	1月1日から12月31日まで
ぬまえび類 (もえび)	た も 網	網目制限なし (径20cm内)	内共第4号の漁場内	1月1日から12月31日まで
てながえび	竿 釣	制限なし	内共第4号の漁場内	1月1日から12月31日まで
もくずがに	かにかご	1人10個まで	内共第4号の漁場内	8月1日から12月31日まで
すっぽん	竿 釣	制限なし	内共第4号の漁場内	1月1日から12月31日まで
	はえなわ			

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、組合長は、理事会の承認を得て遊漁の方法、統数、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(漁具の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁業はそれぞれ右欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用して採捕してはならない。ただし、組合長は、理事会の承認を得て水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁具の制限をすることができる。

漁業の種類	漁具の規模又は大きさ
あゆ 漁業 こい 漁業 ふな 漁業 おいかわ(はえ) 漁業	刺網の網地は一重に限る 網目は15cmにつき30節以下

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、組合長は、理事会の承認を得てこれを公示しなければならない。

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅3センチメートル以下
うなぎ	全長25センチメートル以下

(禁止区域)

第6条 水産動植物の繁殖保護を図るため、第4条の規定による期間内であっても上益城郡甲佐町大字白旗の緑川に架かる乙女橋下流端から下流の田口橋上流端までの区域は、毎年9月1日から10月31日までの2ヶ月間を採捕禁止区域とする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生は無料。中学生及び肢体不自由者又は70歳以上のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

一 竿釣(穴釣も含む)による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料の額	
		1日	1年
あゆ	竿釣・がっくりがけ	1,000円	4,000円
やまめ	竿 釣	1,000円	2,500円

こい・ふな・うなぎ・おい かわ(はえ)・わかさぎ てながえび・すっぽん	竿 釣 バクダン(こい・ふな) はえなわ(すっぽん)	300円	2,500円
---	----------------------------------	------	--------

二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料の額	
		1日	1年
あゆ・こい・ふな おいかわ(はえ)	投 網	1,000円	4,000円
	刺 網		20,000円
う な ぎ	うなぎてぼ・うなぎかき たかんぼ	1,000円	4,000円
ぬまえび類(もえび)	たも網	300円	2,500円
もくずがに	かにかご		6,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 緑川漁業協同組合事務所(上益城郡甲佐町田口2073番地)
- (2) 各市町村所在の釣具店及び緑川漁協承認証取扱店

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証及び腕章を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証及び腕章は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、腕章を身体が目立つ箇所に装着しなければならない。又、監視員の求めがあったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
緑川乙女橋から田口橋に至る区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章及び帽子をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は、内共第4号の免許の日から実施し、その存続期間適用する。

(表)

平成〇〇年度		承 認 証		No.0000	
住 所					
氏 名		年 齢			
承認期間		平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇〇月まで			
魚 種					
漁 場		緑川水系全域(禁漁区を除く)			
金 額		①組合員 ②遊漁者 ③70歳以上、肢体不自由者等			
					円
上記の金額を受領するとともに、承認証の発行を致します。					
平成〇〇年〇〇月〇〇日		取 扱 者 印			
発行者		緑川漁業協同組合			
当組合が行っている増殖事業					
1 当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚・成魚・発眼卵放流禁漁区の設定及び下流からの汲み上げ放流です。					
当組合が行っている漁場管理					
2 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されてる増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解下さい。					
3 緑川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。ご意見等ありましたら、緑川漁協事務所(096-234-3889)までご連絡ください。					

種類は5種類
左肩に赤字
で
釣 鮎
投 追
かに
と表示
承認期間は
漁法毎に表
記する
承認証につ
いては組
合員 遊漁
者共通 区
分は金額欄
にある①②
③にて行う

(裏)

注 意 事 項

- 1 承認証に組合印及び取扱者印の無いものは無効です。
- 2 緑川で漁をする場合は当組合の発行する承認証が必要です。
- 3 漁をする際、監視員に見えるよう腕章を身につけてください。
- 4 承認証又は腕章は、他人に貸与してはなりません。
- 5 漁業(遊漁)料を納付し、承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のため声をかけることがありますので、ご協力ください。
- 6 漁場監視員は、漁業(遊漁)規則に違反した行為を認めた場合、漁業(遊漁)の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
- 7 その他、当組合行使(遊漁)規則をご参照ください。

禁漁区域の注意点

刺網

緑川本流では、甲佐町の宮内発電所より上流は、全面禁止です。
御船川では、御船町横野橋より上流は、全面禁止です。

投網

緑川本流では、甲佐町中甲橋より上流の支流は、全面禁止です。
御船川では、八勢川と八勢川合流点より上流の御船川は、全面禁止です。

期間禁漁

水産動物の産卵場保護のため、緑川に架かる乙女橋から田口橋の間は、毎年、9月1日から10月31日まで禁漁とします。魚類増殖のためご協力をお願いいたします。

平成 釣

No.〇〇〇 緑川漁協 年度
氏名

平成 鮎

No.〇〇〇 緑川漁協 年度
氏名

平成 投

No.〇〇〇 緑川漁協 年度
氏名

平成 刺

No.〇〇〇 緑川漁協 年度
氏名

平成 力二

No.〇〇〇 緑川漁協 年度
氏名

<p>No.〇〇〇</p> <p>遊漁許可証控</p> <p>日間 円 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (当日限り有効)</p> <p>緑川漁業協同組合</p>	<p>No.〇〇〇</p> <p>遊漁許可証</p> <p>日間 円 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (当日限り有効)</p> <p>緑川漁業協同組合 TEL096-234-3889</p>
---	--

第〇〇〇〇号
緑川漁業協同組合
ふりがな
監視員 〇 〇 〇 〇
上記の者は緑川漁協監視員であることを証明する
平成〇〇年〇月〇日
緑川漁業協同組合長 印
この監視員証は、平成〇〇年〇月〇日 までとする。 但し、監視業務委託契約書に従うものとする。

表

裏

氷川漁業協同組合 内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うなぎ、やまめ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認める場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄の魚種で、イ欄の漁具・漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あ ゆ	竿釣 投網	制限しない 網目1.5センチメートル未満のもの
やまめ	竿釣	制限しない
うなぎ	竿釣	竿釣1人3本以内
もくずがに	かにかご	径50センチメートル以内 1人3個以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日まで 投網のみ 7月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の河川のイ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア河川名	イ 区 域	ウ 期 間
氷川	松本橋橋脚から浜牟田橋橋脚まで	1月1日から12月31日まで
氷川	浜牟田橋橋脚より下流400mまで	3月1日から7月31日まで 10月1日から11月30日まで
氷川	大堰堤より上流300mから 堰堤より下流50mまで	3月1日から8月31日まで
氷川	東陽町北新堰堤より上流100mから 堰堤より下流150mまで	1月1日から8月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学生は無料、中学生又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

一 竿釣（穴釣も含む）による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日1,000円、1年4,000円
やまめ	竿釣	1日1,000円、1年4,000円
うなぎ	竿釣（穴釣も含む）	1日1,000円、1年4,000円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	投網	1日1,000円、1年4,000円
もくずがに	かにかご	1年4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 氷川漁業協同組合事務所（八代市鏡町塩浜392-24）

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者に迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別紙様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻し

は、行わないものとする。

(附則)

この規則は、平成26年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

別紙様式第1号

遊 漁 承 認 証
表

No.			
遊漁承認証			
下記のとおり遊漁を承認します。			
記			
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">(住所)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(氏名) (年令)</td> </tr> </table>	(住所)	(氏名) (年令)
(住所)			
(氏名) (年令)			
承認期間			
魚 種			
漁具・漁法			
遊漁区域			
遊 漁 料			
発 行 者			
氷川漁業協同組合 印			

別紙様式第2号

漁 場 監 視 員 証
表

No.			
漁場監視員証			
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">住所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名 (才)</td> </tr> </table>	住所	氏名 (才)
住所			
氏名 (才)			
有効期間			
発行者			
氷川漁業協同組合 印			

球磨川漁業協同組合内共第6号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ(はえ)、うぐい(いだ)、もくずかに、すっぽん及び手ながえびをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はたも網(叉手網を含む。)による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した採捕承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はたも網(叉手網を含む。)による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(以下第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認める場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる範囲内でなければならない。

ア魚 種	イ漁具、漁法	ウ規 模
あ ゆ	竿 釣 ・ た も 網	(1) リールの使用は認めない
	刺 網	(1) 60 統(1 張の長さは 25 メートル、1 人 5 張まで) (2) 網目の大きさは 2 センチメートル以上 (二重以上は認めない。)
	投 網	(1) 網目の大きさは 2 センチメートル以上
	が っ く り 掛 瀬 づ き が っ く り 掛	(1) 1 人 1 箇所まで (2) リールの使用は認めない
	ほ こ 突	(1) 発射装置のないもの
こ い	竿 釣 ・ 手 釣	(1) 1 人 5 本まで
	刺 網	(1) 20 統(1 張の長さ 25 メートル 1 人 2 張 までとする。) (2) 網目の大きさは 15 センチメートルに つき 3 節のものに限る。 (二重以上は認めない。)
	投 網	(1) 網目の大きさは 5 センチメートル以上
	ほ こ 突	(1) 発射装置のないもの
ふ な	竿 釣 ・ 手 釣	(1) 1 人 5 本まで
	投 網	(1) 網目の大きさは 5 センチメートル以上
	ほ こ 突	(1) 発射装置のないもの
う な ぎ	竿 釣 ・ 手 釣	(1) 1 人 10 本まで
	う な ぎ か ご	(1) 1 組 3 本とし、1 人 3 組まで
	う な ぎ 塚	(1) 1 人 5 箇所まで(直径 1.5 メートル未満) (2) 通常水位で水面以上出ないこと

ア魚 種	イ漁具、漁法	ウ規 模
う な ぎ	ハ エ 縄	(1) 1張50メートルに釣り針10本とし、 1人10張まで
	ほ こ 突	(1)発射装置のないもの
や ま め	竿 釣 ・ 手 釣	(1) 制限なし
	ほ こ 突	(1)発射装置のないもの
お い か わ (は え)	竿 釣 ・ 手 釣	(1)制限なし
	刺 網	(1) 1張の長さは25メートル、1人5張まで(二重以上は認めない。) (2) 網目の大きさは2センチメートル以上(6/1~12/31)と1.5センチメートル以上(1/1~2/末日)
	投 網	(1) 網目の大きさは2センチメートル以上(6/1~12/31)と1.5センチメートル以上(1/1~2/末日)
	ほ こ 突	(1)発射装置のないもの
う ぐ い (い だ)	竿 釣 ・ 手 釣	(1) 1人5本まで
	刺 網	(1) 1張の長さは25メートル、1人5張まで(二重以上は認めない。) (2) 網目の大きさは3センチメートル以上
	投 網	(1) 網目の大きさは2センチメートル以上
	い だ つ き 場	(1) 1人1箇所まで
	ほ こ 突	(1)発射装置のないもの
も く ず か に	竿 釣 ・ 手 釣	(1) 制限なし
	か に か ご	(1) 1人5個まで
	か に う け	(1) 1人1箇所までとし、支川に限る

ア魚 種	イ漁具、漁法	ウ規 模
す っ ぽ ん	竿 釣 ・ 手 釣	(1) 1人10本まで
	す っ ぽ ん か ご	(1) 1人5個まで
	ハ、エ 縄	(1) 1張50メートルに釣り針10本とし、 1人10張まで
手 なが え び	竿 釣 ・ 手 釣	(1) 制限なし
	た も 網	(1) 網目制限なし (但し、径20センチメートルまで)

(漁具・漁法別の期間制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種の、イ欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア魚 種	イ漁具、漁法	ウ期 間
あ ゆ	竿釣・刺網・投網・たも網 (叉手網も含む。)ほこ突	6月1日から12月31日まで
	が っ くり 掛 瀬 づ き が っ くり 掛	8月1日から12月31日まで 但し、8月1日から9月30日までは次表 の区域に限る
こ い	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	刺 網	1月1日から2月末日まで
	投 網 ・ ほ こ 突	6月1日から12月31日まで
ふ な	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	投 網 ・ ほ こ 突	6月1日から12月31日まで
う な ぎ	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	う な ぎ か ご う な ぎ 塚 ほ こ 突	6月1日から12月31日まで
	ハ エ 縄	2月1日から9月30日まで
や ま め	竿釣・手釣・ほこ突	3月1日から9月30日まで
お い か わ (は え)	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	刺 投 網 網	1月1日から2月末日まで 6月1日から12月31日まで

ア魚種	イ漁具、漁法	ウ期間
おいかわ (はえ)	ほこ突	6月1日から12月31日まで
うぐいだ (い)	竿釣・手釣	1月1日から12月31日まで
	刺投	1月1日から2月末日まで 6月1日から12月31日まで
	いだつき場	3月1日から5月31日まで
	ほこ突	6月1日から12月31日まで
もくずかに	竿釣・手釣	9月1日から12月31日まで
	かにかご・かにうけ	9月1日から12月31日まで
すっぽん	竿釣・手釣	1月1日から12月31日まで
	すっぽんかご	6月1日から12月31日まで
	ハエ縄	2月1日から9月30日まで
手ながえび	竿釣・手釣	1月1日から12月31日まで
	たも網	6月1日から12月31日まで

次表

魚種	区 域
あゆ	1) 球磨郡錦町錦大橋下流端から下流右岸同郡相良村、左岸同郡錦町木綿葉大橋上流端までの区域 2) 万江川吐合口(左岸人吉市中神町小柿第1排水樋管排水口上流側境界線とその延長線上の右岸同町に設置した標柱とを結んだ線)から下流同町天狗橋上流端までの区域 3) 右岸球磨郡球磨村、左岸芦北郡芦北町大瀬橋下流端から下流右岸球磨郡球磨村、左岸芦北郡芦北町大野大橋上流端までの区域 4) 球磨郡相良村六藤橋下流端から下流同村観音上流端までの区域 5) 球磨郡相良村境田橋下流端から下流同村柳瀬橋上流端までの区域

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内にあっても、熊本県内水面漁業調整規則の規定による遊漁禁止区域及び組合と各市町村の協議によって指定する遊漁禁止区域内での遊漁をしてはならない。

2 前条に規定する、うぐい、おいかわの魚種を対象とする投網、刺網を漁具とする場合は、電源開発瀬戸石発電所瀬戸石ダムえん堤下流全域に限り 1 月 1 日から 2 月末日の間遊漁を禁止する。

(全長制限)

第 6 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
や ま め	全長 10 センチメートル
も く ず か に	甲幅 3 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第 1 号の場合において、遊漁者が未就学の幼児、小学生は無料、中学生であゆを除くその他の魚種については無料、肢体不自由者は、それぞれの規定する額の 2 分の 1 に相当する額とし、高齢者が幼児を伴い、おいかわ(はえ)、うぐい(いだ)を竿釣、手釣をする場合に限り遊漁料は免除する。

(1) 手釣、竿釣またはたも網(叉手網も含む)による遊漁の場合

魚 種	漁 具 、 漁 法	遊 漁 料	
A 券 全 魚 種	竿釣・手釣・たも網(叉手網も含む)	1 年	8,000 円
		1 日	2,000 円
B 券 あゆを除く全魚種	竿釣・手釣・たも網(叉手網も含む)	1 年	6,000 円
		1 日	2,000 円
C 券 あゆ・やまめ・うなぎ こい・すっぽんを除く 全魚種	竿釣・手釣・たも網(叉手網も含む)	1 年	3,000 円
		1 日	500 円

(2)その他の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料	
あゆ	刺網	1 統(5 張まで)	60,000 円
	投網	1 把	5,000 円
	瀬づきがっくり掛	1 箇所	3,000 円
	ほこ突	発射装置のないもの	5,000 円
こい	刺網	1 統 2 張までとし、1 月 1 日から 2 月末日まで	5,000 円
	投網	1 把	5,000 円
	ほこ突	発射装置のないもの	5,000 円
ふな	投網	1 把	5,000 円
	ほこ突	発射装置のないもの	5,000 円
うなぎ	うなぎかご	1 組(3 本として)	3,000 円
	うなぎ塚	1 塚(5 箇所まで)	3,000 円
	ハエ縄	10 張まで	5,000 円
	ほこ突	発射装置のないもの	5,000 円
やまめ	ほこ突	発射装置のないもの	5,000 円
おいかわ (はえ)	刺網	1 統 5 張までとし、1 月 1 日から 2 月末日まで	5,000 円
	投網	1 把(1 月 1 日から 2 月末日まで)	2,000 円
		1 把(あゆの投網採捕承認証購入 以外の場合に限り徴収する) 網目 2 センチメートル以上とする (6 月 1 日から 12 月 31 日まで)	5,000 円
	ほこ突	発射装置のないもの	5,000 円
うぐい (いだ)	刺網	1 統 5 張までとし、1 月 1 日から 2 月末日まで	5,000 円
	投網	1 把(1 月 1 日から 2 月末日まで)	2,000 円
		1 把(あゆの投網採捕承認証購入 以外の場合に限り徴収する) 網目 2 センチメートル以上とする (6 月 1 日から 12 月 31 日まで)	5,000 円

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
う ぐ い (い だ)	い だ つ き 場	1 箇 所	2,000 円
	ほ こ 突	発射装置のないもの	5,000 円
もくずかに	か に か ご	1 個	2,000 円
	か に う け	1 箇 所	5,000 円
す っ ぽ ん	す っ ぽ ん か ご	1 個	2,000 円
	ハ エ 縄	10 張まで	5,000 円

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、投網又はたも網(叉手網も含む。)による遊漁の場合には、当該遊漁にする以前において、役員、総代及び漁場監視員に納付するものとする。

○熊本県八代市麦島東町 14-1

球磨川漁業協同組合

○各市町村所在の釣具店の球磨川遊漁証取扱店

- 3 前項ただし書きに規定する遊漁券の購入又は申告が遊漁の事後になり漁協関係者の発見によって行われた場合は、当該遊漁料のほかに漁場管理費として 1 割相当額を手数料として徴収する。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証及び腕章、また、その他の場合には、別記様式第 2 号による採捕承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証・腕章又は採捕承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証・腕章及び採捕承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合員が行う漁業に支障を与えてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子及び腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附 則

この規則は平成26年1月1日から施行する。

遊 漁 承 認 証

④

年度 遊漁承認証 No.

住所	<input style="width: 100%;" type="text"/>		
氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>	年令	<input style="width: 100%;" type="text"/>

1. 承認期間 球磨川に あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ
 2. 魚種 生息する いだ、やまめ、すっぽん、もくずがに、手ながえび
 3. 漁具漁法 手釣、竿釣、たも網に限る。
 4. 漁場 球磨川全水域（禁漁区を除く）
 5. 遊漁料金 円也

上記の金額正に受領しました。

平成 年 月 日発行 八代市麦島東町14号1番
 球磨川漁業協同組合

3 cm
 はって下さい
 免許用写真を
 2.8 cm
 取扱者印

⑤

年度 遊漁承認証 No.

住所	<input style="width: 100%;" type="text"/>		
氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>	年令	<input style="width: 100%;" type="text"/>

1. 承認期間 球磨川に こい、ふな、うなぎ、はえ、いだ
 2. 魚種 生息する やまめ、すっぽん、もくずがに、手ながえび
 3. 漁具漁法 手釣、竿釣、たも網に限る。
 4. 漁場 球磨川全水域（禁漁区を除く）
 5. 遊漁料金 円也

上記の金額正に受領しました。

平成 年 月 日発行 八代市麦島東町14号1番
 球磨川漁業協同組合

3 cm
 はって下さい
 免許用写真を
 2.8 cm
 取扱者印

⑥

年度 遊漁承認証 No.

住所	<input style="width: 100%;" type="text"/>		
氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>	年令	<input style="width: 100%;" type="text"/>

1. 承認期間 球磨川に はえ、いだ、ふな
 2. 魚種 生息する もくずがに、手ながえび
 3. 漁具漁法 手釣、竿釣、たも網に限る。
 4. 漁場 球磨川全水域（禁漁区を除く）
 5. 遊漁料金 円也

上記の金額正に受領しました。

平成 年 月 日発行 八代市麦島東町14号1番
 球磨川漁業協同組合

3 cm
 はって下さい
 免許用写真を
 2.8 cm
 取扱者印

○注意事項

- 1 遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼(以下「河川等」という。)において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
 - 2 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄の漁協事務所(0965 - 32 - 3266)まで御一報ください。
 - 3 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。
 - 4 遊漁承認証に組合印及び取扱者印のないものは無効とします。
 - 5 遊漁者は、遊漁をするときは、本証と共に所定の腕章（ワッペン等）を併せ携帯しなければならない。
 - 6 遊漁承認証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
 - 7 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
 - 8 漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
 - 9 遊漁者は、互いに適当な距離を保ち、他の者の遊漁に迷惑となる行為をしてはならない。
 - 10 熊本県内水面漁業調整規則及び遊漁規則を遵守しなければならない。
 - 11 釣り（瀬づきがっくり掛を除く）及びたも網（口径 1m 以下）以外の漁具、漁法によって遊漁する者は、採捕承認申請書を所定の期日まで提出して組合の承認を受け、別に所定の遊漁料を納付しなければならない。
 - 12 1月1日から5月31日までの期間刺網及び投網を使用して魚類を採捕してはならない。但し、遊漁規則第4条に定めるおいかわ（はえ）、うぐい（いだ）、こいの採捕を除く。
 - 13 うなぎは全長 21 cm以下、こいは全長 10 cm以下、やまめは全長 10 cm以下のものを採捕してはならない。
 - 14 バクダン釣りに使用する釣竿は、1人5本以下でなければならない。
 - 15 現場売の場合は遊漁規則第7条3項により1割増となります。
- 当組合が行っている増殖事業
- 1 当組合が行っている増殖手法は、産卵場の造成、稚魚・成魚・発眼卵放流、禁漁区の設定及び下流からの掬い上げ放流です。
- 当組合が行っている漁場管理
- 1 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。

漁業法 第143条 漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、20万円以下の罰金に処する。

熊本県内水面漁業調整規則抜粋

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第二十四条 水産動植物に有害なものを遺棄し、又は漏せつしてはならない。

(禁止期間)

第二十五条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、これを採捕してはならない。

水産動物	期 間
あゆ	1月1日から5月31日まで
やまめ、あまご	10月1日から翌年2月末日まで

第二十六条 あゆがっくり掛により、6月1日から9月30日までの期間内は、水産動物を採捕してはならない。ただし、熊本県内水面漁業調整規則に定める区域及び期間内においては、この限りではない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第二十八条 次に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

- (一) 発射装置を有する漁具
 - (二) びん(がらす、陶、金属及び化学製品のものを用い)漬、おけ漬及び箱漬
 - (三) う飼い
 - (四) 提灯たぶ(別名 いなあみ又は地獄網)
 - (五) さかうけ
 - (六) 流水を枯渇させ、又は著しく減少させる漁法
 - (七) 潜水引掛
 - (八) からから〔別名弓張、川掃除又はばたばた(へらびき及びうづなを含む)〕
 - (九) 二重以上の網地をもって構成する刺網
 - (十) 地びき網及び船びき網
 - (十一) 水中に電流を通じてする漁法
 - (十二) 球磨川水系における火光利用漁法
 - (十三) 球磨川水系における夜堀
- (さく河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第三十条 さく河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

採 捕 承 認 証
表

年度	採捕承認証 No. _____		
住所			
氏名		年令	才
1. 承認期間			
2. 魚 種			
3. 漁具漁法			
4. 漁 場			
5. 採捕料金 _____ 円也			
			取扱者印
上記の金額正に受領しました。			
平成 年 月 日発行		八代市麦島東町14号1番 球磨川漁業協同組合	

裏

○注意事項

- 1 遊漁承認証に組合印及び取扱者印のないものは無効とします。
 - 2 採捕者は、採捕をするときは、採捕承認証を携帯しなければならない。
 - 3 採捕承認証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
 - 4 採捕者は、漁場監視員の要求があったときは、採捕承認証を提示しなければならない。
 - 5 熊本県内水面漁業調整規則及び遊漁規則を遵守しなければならない。
 - 6 網目 2 cm 未満及び二重以上の刺網で魚類を採捕してはならない。
 - 7 1 月 1 日から 5 月 31 日までの期間刺網及び投網を使用して魚類を採捕してはならない。但し、遊漁規則第 4 条に定めるハエ、イダ、コイの採捕を除く。
 - 8 やまめは、10 月 1 日から翌年 2 月末日まで採捕してはならない。
 - 9 うなぎは全長 21 cm 以下、こいは全長 10 cm 以下、やまめは全長 10 cm 以下のものを採捕してはならない。
 - 10 互いに適当な距離を保ち、他の者に迷惑をかけぬように漁をしなければならない。
 - 11 組合は採捕者がこの規則に違反した場合はその者の採捕の中止を命じ、以後の採捕を拒否する事ができる。
 - 12 遊漁者の現場売は遊漁規則第 7 条 3 項により 1 割増となります。
- 当組合が行っている増殖事業
- 1 当組合が行っている増殖手法は、産卵場の造成、稚魚・成魚・発眼卵放流、禁漁区の設定及び下流からの掬い上げ放流です。
- 当組合が行っている漁場管理
- 1 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。

漁 場 監 視 員 証

表

第	号	漁場監視員証					
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。							
	住所						
	氏名		生年 月日	年	月	日	
		平成	年	月	日	から	
		有効期間	平成	年	月	日	まで
撮 影		発行者 球磨川漁業協同組合					

裏

- 注意事項
- 1 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する帽子及び腕章をつけるものとする。
 - 2 遊漁規則第 9 条に基づき漁場監視員は遊漁者に対し、遊漁承認証・腕章又は採捕承認証の提示を求めたり、遊漁の際には指示することが出来ます。
 - 3 漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。
 - 4 漁場監視員が、いかなる場合でも、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え又は威嚇を行ってはならない。

**水俣川漁業協同組合第5種共同漁業に関する
内共第7号共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、はえ（おいかわ）うなぎ、てながえび及びもくずがにをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁期間等、組合に届出てその承認を受けなければならない。

2 組合は第1項の規定による届出があったときは、第12条に規定する場合を除き、当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の(ア)欄に掲げる漁業はそれぞれ(イ)欄の漁業の方法により(ウ)欄の統数の範囲内において(エ)欄の区域及び(オ)欄の期間中でなければ遊漁してはならない。ただし、組合長は理事会の議を経て水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数、区域及び期間を制限することができる。

(ア)漁業の名称	(イ)漁業の方法	(ウ) 統数	(エ) 区域	(オ) 期間
あゆ漁業	竿釣 投網 たも漁	投網は1人1統以内 竿釣は1人1本以内	禁漁区を除く全域	6月1日午前8時より12月31日まで
こい漁業	竿釣 投網 たも漁	竿釣は1人3本以内 投網は1人1統以内	禁漁区を除く全域	1月1日から12月31日まで
はえ(おいかわ)漁業 てながえび漁業	竿釣 投網 たも網	竿釣1人3本以内 投網1人1統以内	禁漁区を除く全域	1月1日から12月31日まで
うなぎ漁業	うなぎかご 竿釣	1人5本以内 竿釣1人3本以内	禁漁区を除く全域	5月1日から11月30日まで
	うなぎかぐら (うなぎ築石)	1人2ヶ所以内	汐止めから下流 但し、新水俣橋及び幸橋上・下流30mの区域を除く	8月第1日曜日から11月30日まで
もくずがに漁業	かにかご	1人3個以内	禁漁区を除く全域	9月15日から12月31日まで

(漁法の禁止)

第4条 次の漁法により漁業を営んではならない。

川舟、いかだ及び脚立の利用、がっくりがけ、打込網、刺し網・瀬張（いかなる網でも張切をすること）、毒物、爆発物の使用、電気利用、流水の枯渇・減少、びんづけ、銚つき、潜水かけ、からから、のはえ（つけ釣りを含む）による漁法の漁を営んではならない。ただし、がっくりがけは、つり専用区域内に限り3尾まで可、又、10月1日から12月31日まで使用してもよい。

(漁具の制限)

第5条 次の表の（ア）欄に掲げる漁業はそれぞれ（イ）欄に掲げる規模または大きさの漁具を使用して採捕してはならない。

（ア）漁業の名称	（イ）漁具の規模または大きさ
あゆ漁業	投網 網目1.5センチメートル未満のもの たも網 口径1メートル以上のもの
こい漁業	投網 網目1.5センチメートル未満のもの たも網 口径1メートル以上のもの
はえ(おいかわ)漁業	はえ(おいかわ)投網 網目1.5センチメートル未満のもの ただし、12月1日から翌年3月31日まではこの限りではない たも網 口径1メートル以上のもの
うなぎ漁業	うなぎかぐら(築石) 直径1.5メートル以上のもの

(行使の禁止及び漁法の制限)

第6条 遊漁者は、水産動植物の繁殖保護のため設定された下記の禁漁区では一切の漁を行使してはならない。

- 1 長野禁漁区 長野転倒井堰下流100m地点から長野橋上流100mの区間
- 2 釣橋禁漁区 市渡瀬釣橋から400mほど上流にある井堰まで
- 3 湯出禁漁区 湯出小学校下の舟迫橋から約1,000m上流の流合橋まで

2 釣り専用での行使の制限

遊漁者は、組合が定めた釣り専用区域(水俣川桜野橋から上流蛇湊まで)では、午前8時から午後6時まであゆ釣り以外の一切の漁の行使をしてはならない。(期間 6月1日から8月31日まで)

3 水俣川に架かる幸橋、新水俣橋、鶴田橋、湯出川に架かる江南橋及び転倒堰から上流の車道・歩道から投網及び竿釣りによる漁をしてはならない。

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
うなぎ	全長25センチメートル以下のもの
こい	全長15センチメートル以下のもの
はえ(おいかわ)	全長3センチメートル以下のもの
もくずがに	甲羅の径が5センチメートル以下のもの

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。

1 竿釣(含 うなぎ漁の穴釣、うなぎかぐら(うなぎ築石)、うなぎかご)による遊漁の場合

魚種	漁具方法		遊漁料の額	
あゆ	竿釣	徒歩	日	1,500円
			年	5,000円
こい はえ(おいかわ) てながえび	竿釣	徒歩	日	500円
			年	1,500円
うなぎ	竿釣	徒歩	日	1,500円
			年	5,000円
			うなぎかご(甲券所有者)	年
		うなぎかぐら(同上)	年	1基 1,000円

ただし、中学生以下は、竿釣に限り無料。

2 その他の場合

魚種	漁具方法		遊漁料の額	
あゆ こい はえ(おいかわ)	投網	徒歩	年	5,000円
	たも網			
もくずがに	かにかご	徒歩	年	1かごにつき 1,000円 1人3かご以内

3 遊漁料は次に掲げる場所において納付するものとする。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 組合が依頼した(鑑札交付所)
- ・中川釣具店 (水俣市大黒町1-1-2)
 - ・日の出釣具店(水俣市大国町1-1-31)
 - ・畑上石油 (水俣市深川209-1)
 - ・下田商店 (水俣市湯出1567)

- (2) 水俣川漁業協同組合事務所 水俣市大迫746-2及び組合長宅

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式1による遊漁承認鑑札(様式1の1)及び遊漁承認証(様式1の2)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証及び鑑札は、他人に貸与したり、譲渡したりしてはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は鑑札を携帯し、漁場監視員(組員)の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員(組員)の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑になる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員(組合員)は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員(組合員)は、本組合員を証する組合員証、組合員鑑札、監視員を証する監視員帽(様式2)等いずれかをつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 漁場監視員及び組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒否することができる。悪質な違反者については関係機関と連携して必要な措置を講ずることが出来る。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(附則)

この規則は平成26年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

様式1の1 遊漁承認鑑札

(甲)	年度
水俣川漁業 協同組合印	

つ り	年度
水俣川漁業 協同組合印	

か に	年度
水俣川漁業 協同組合印	

様式1の2

遊漁承認証	区分	番号	領収金額	円
	住所	市 町		水俣川漁業協同組合 鑑札交付所
	氏名			印

様式2

組合員鑑札

組 合 員
水俣川漁業 協同組合印

監視員帽



組合員証(監視員)

No.
組合員証(監視員証)
下記の者は、当組合の組合員 (漁場監視員)であることを証明 します。
氏名
発行 年 月 日
発行者
水俣川漁業協同組合 印

小国漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小国漁業協同組合が免許を受けた内共第8号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・こい・ふな・やまめ・うなぎ・うぐい・はえ（おいかわ）・わかさぎ・もくずがに及びすっぽんをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の許可および遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、遊漁対象水産物、遊具、漁法、漁業期間等の内容を申し入れ、遊漁許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により、遊漁許可を受ける者は第7条1項による遊漁料を同第7条2項の方法により組合に納付するものとする。
 - 3 組合は、遊漁の申し入れがあった場合には、当該遊漁の許可により当該水産物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き許可し、第8条1項による遊漁許可証を交付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 漁業の種類	イ 漁業の方法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
あゆ・こい・ふな・やまめ・うなぎ・うぐい・はえ（おいかわ）・わかさぎ・もくずがに・すっぽん	釣り・やまめ釣り・投げ釣り・あゆ掛け・うなぎかご・かにかご・うなぎかしばり・すっぽんかしばり	制限なし	制限なし	別表1のとおり

(採捕禁止区域等)

第4条 漁業の区域および期間については、第3条の規定にかかわらず別表2の区域内においては、ウ欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、組合長は理事会の承認を得て、水産動物の繁殖保護または漁業調整上必要と認める場合にはこの区域及び期間を変更することができる。

(漁具、漁法制限)

第5条 次に掲げる漁具、漁法により水産動植物を採捕してはならない。

あゆがっくり掛け

(全長制限)

第6条 次の表の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種名	大きさ
こい	16センチメートル以下
ふな	3センチメートル以下
うなぎ	21センチメートル以下
はえ(おいかわ)	3センチメートル以下

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
		日券	年券
こい・ふな・はえ(おいかわ)・うぐい・うなぎ・わかさぎ漁業	釣り	400円	2,000円
	投げ釣り	1,000円	3,500円
あゆ漁業 やまめ漁業	あゆ掛け	1,500円	7,000円
	やまめ釣り	1,000円	3,000円
うなぎ漁業 もずくがに漁業 すっぽん漁業	うなぎかご・かにかご・うなぎかしばり・すっぽんかしばり(20本まで)		5,000円

但し、中学生以下は無料、70歳以上の高齢者・肢体不自由者は、規定する額の二分の一に相当する額とする。

あゆ掛けの年券購入者は、やまめ釣りは無料とする。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる遊漁券発売所において納付することができる。

道の駅小国ゆうステーション (熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1754-17)

うえきや屋釣具店 (熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1560-1-4)

杖立温泉観光協会 (熊本県阿蘇郡小国町大字下城 4173-5)

きよらカアサ (熊本県阿蘇郡南小国町赤馬場 1789-1)

釣り具のまつお（大分県日田市中釣町 759-1）

小国漁業協同組合事務局

（熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1567-1 小国町役場産業課内）

（遊漁許可証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の許可したときは、別記様式第1号による遊漁許可証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁許可証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁許可証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示するものを身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則 この規則は平成26年 1月 1日から施行し、免許の期間適用する。

別表1

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合で定めて公表する期間内
やまめ	3月1日から9月30日まで
こい・ふな	1月1日から12月31日まで
はえ(おいかわ) うぐい	
うなぎ わかさぎ	
もくずがに	
すっぽん	

別表2

ア 河川名	イ 区域	ウ 期間
(上田) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字坂本堰堤より上流同町赤とうぐうまでの区域	1月1日から12月31日まで
(上田) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字寺尾野橋から上流360mの間	同上
(北里) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字北里字沖の田堰堤より上流尻江田橋までの区域	同上
(黒淵) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字蓬莱蓬莱橋を中心とし上流タカゴ淵から下流山角橋までの区域	同上
(下城) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字湯鶴県境より上流同町ゆかだ淵までの区域(やな漁業を除く)	同上
(宮原) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字宮原水源地堰堤より上流とける淵まで	同上
(下城) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字湯鶴ゆかだ淵上流より宮原はん田滝までの区域(網漁業以外の漁業を除く)	あゆ放流日からあゆ解禁日まで
(下城) 杖立川	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字本村橋から上流宇土橋までの区域(網漁以外の漁業を除く)	1月1日から12月31日まで

(満願寺) 志賀瀬川	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺立 岩折戸橋から下流立岩 700mの区域	同上
(中原) 中原川	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原轟橋 から下流 300mの区域	同上
(中原) 中原川	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原瓜上 橋から下流和田(中原小学校前堰堤) まで 500mの区域	同上
(満願寺) 志賀瀬川	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺荒 倉橋から下流竹熊橋までの区域	同上
(満願寺) 田原川	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺寺 迫橋から下流波居原橋までの区域	同上
(赤馬場) 馬場川	熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場戸 無から柏木蛇の尾、中畑までの区域	同上
(赤馬場) 志賀瀬川	熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場巡 淵橋から下流宮原仁瀬橋までの区域	同上

別記様式第1号

遊 漁 許 可 証		No,
住所		
氏名		
入 漁 料	金	円
種 別		
遊 漁 期 日	平成	年 月 日限
上記のとおり遊漁料を領収したので		
許可する	平成	年 月 日
小国漁業協同組合	取扱者氏名	(印)

別記様式第2号

漁 場 監 視 員 証	
氏 名	
上記の者は小国漁業協同組合監視員であることを証明する。	
有効期限：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
小国漁業協同組合	

鏡町漁業協同組合 内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合に有する内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい・ふな及びうなぎをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の人数の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ、遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 人数	エ 区域	オ 期間
こい漁業 ふな漁業	手釣・竿釣 投網・徒網 うざ・たも網	制限なし	内共第10号 漁場	1月1日から 12月31日まで
うなぎ漁業	手釣・竿釣	制限なし	〃	〃

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄の漁業は、イ欄の規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	投網・網目2cm未満のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣・竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法		遊漁料の額	
			大江湖	ピンヤ
こい ふな うなぎ	手釣・竿釣	徒歩	年間 6,000円	年間 10,000円
		船使用	1日 600円	1日 800円

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		
			大江湖	ピンヤ
こい ふな うなぎ	徒網	年	2,500円	—
	投網(船・浮・台)	年	5,500円	—
	うざ・たも網	年	1,000円	—

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁の場所において漁場監視員に納付することができる。

住所 熊本県八代市鏡町野崎字1番割1028番地2 鏡町漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(地元民に対する遊漁の取扱いについて)

第10条 鏡町北新地農家地元民との遊漁関係については昭和48年12月28日協定した事項に従って実施するものとする。

(附則)

この規則は、平成26年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

別記様式（1）

遊 漁 承 認 証

表

裏

NO.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	住所
	氏名 (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発 行 者	
鏡町漁業協同組合	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 2. 遊漁の際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。 3. 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 4. 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。 5. 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。

様式（2）

漁 場 監 視 員 証

表

裏

NO.	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年令)
	住所
有効期間	
発行者	
鏡町漁業協同組合	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。 2. この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。

昭和漁業協同組合 内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が内共第11号第5種共同漁業権に係わる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(ふな・うなぎをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の統数の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ、遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数	エ 区域	オ 期間
ふな漁業	手釣・竿釣	制限なし	内共第11号	1月1日～12月31日
	バクダン釣	一人竿5本以内	〃	〃
	投網	制限なし	組合が定めた区域	組合が定めた期間
徒網				
船・浮台 台				
うなぎ漁業	竹筒・手釣・竿釣	制限なし	山田氏元小割式養殖場より下流漁場	4月1日～11月30日

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
ふな漁業 うなぎ漁業	投網・網目2cm未満のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生又は身体的不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣・竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法		遊漁料の額		備考
			日	年	
ふな うなぎ	手釣 ・ 竿釣	徒歩	日	500円	
			年	10,000円	
		船使用	日	1,000円	
			年	20,000円	一人増毎500円

ふな	バクダン釣	徒歩	日	1,500円	
		船使用	日	2,000円	一人増毎1,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法		遊漁料の額		備考
			臨時	年	
ふな	投網	徒網	臨時	1,000円	網入れ
		船・浮台	〃	5,000円	〃
		台打ち	〃	2,000円	〃
うなぎ	竹筒	年	5,000円		

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁の場所において漁場監視員に納付することができる。

住所 熊本県八代市昭和明徴町 837 番地

昭和漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成26年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

別記様式 (1)

遊 漁 承 認 証

表

裏

NO.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	住所
	氏名 (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発 行 者	
昭和漁業協同組合	

注 意 事 項
1.
2.
3.

様式 (2)

漁 場 監 視 員 証

表

裏

NO.	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年令)
住所	
有効期間	
発行者	
昭和漁業協同組合	

注 意 事 項
1.
2.
3.

鏡町漁業協同組合 内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が昭和漁業協同組合及び千丁漁業協同組合と共有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい・ふな・うなぎをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の人数の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ、遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 人数	エ 区域	オ 期間
こい漁業 ふな漁業	手釣・竿釣 投網・徒網 うざ・たも網	制限なし	内共第12号 漁場	1月1日から 12月31日まで
うなぎ漁業	手釣・竿釣	制限なし	〃	〃

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄の漁業は、イ欄の規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	投網・網目2cm未満のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣・竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法		遊漁料の額		備考
			日	年	
こい ふな うなぎ	手釣	徒	日	300円	
		歩	年	3,500円	
	竿釣	船使用	日	600円	

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
		年	日	
こい ふな うなぎ	徒網	年	2,500円	
	投網(船・浮・台)	年	3,500円	
	うざ・たも網	年	1,000円	

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁の場所において漁場監視員に納付することができる。

住所	熊本県八代市鏡町野崎字1番割1028番地2	鏡町漁業協同組合事務所
	熊本県八代市昭和明徴町837番地	昭和漁業協同組合事務所
	熊本県八代市千丁町古閑出2975番地8	千丁漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成26年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

別記様式（1）

遊 漁 承 認 証

表

裏

NO.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	住所
	氏名 (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発 行 者	
内共第12号共同漁業権管理協議会	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 2. 遊漁の際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。 3. 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 4. 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。 5. 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。

様式（2）

漁 場 監 視 員 証

表

裏

NO.	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年令)
	住所
有効期間	
発行者	
内共第12号共同漁業権管理協議会	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。 2. この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。

昭和漁業協同組合 内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が鏡町漁業協同組合及び千丁漁業協同組合と共有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい・ふな・うなぎをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の人数の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ、遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 人数	エ 区域	オ 期間
こい漁業 ふな漁業	手釣・竿釣 投網・徒網 うざ・たも網	制限なし	内共第12号 漁場	1月1日から 12月31日まで
うなぎ漁業	手釣・竿釣	制限なし	”	”

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄の漁業は、イ欄の規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	投網・網目2cm未満のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣・竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法		遊漁料の額		備考
こい ふな うなぎ	手釣 ・ 竿釣	徒 歩	日	300円	
			年	3,500円	
	船 使 用	日	600円		

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
こい ふな うなぎ	徒網	年	2,500円	
	投網(船・浮・台)	年	3,500円	
	うぎ・たも網	年	1,000円	

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁の場所において漁場監視員に納付することができる。

住所	熊本県八代市鏡町野崎字1番割1028-2	鏡町漁業協同組合事務所
	熊本県八代市昭和明徴町837番地	昭和漁業協同組合事務所
	熊本県八代市千丁町古閑出2975-8	千丁漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成26年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

別記様式 (1)

遊 漁 承 認 証

表

裏

NO.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	住所
	氏名 (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発 行 者	
内共第12号共同漁業権管理協議会	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 2. 遊漁の際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。 3. 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 4. 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。 5. 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。

様式 (2)

漁 場 監 視 員 証

表

裏

NO.	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年令)
住所	
有効期間	
発行者	
内共第12号共同漁業権管理協議会	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。 2. この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。

千丁漁業協同組合 内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が昭和漁業協同組合及び鏡町漁業協同組合と共有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい・ふな・うなぎをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の人数の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ、遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 人数	エ 区域	オ 期間
こい漁業 ふな漁業	手釣・竿釣 投網・徒網 うぎ・たも網	制限なし	内共第12号 漁場	1月1日から 12月31日まで
うなぎ漁業	手釣・竿釣	制限なし	"	"

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄の漁業は、イ欄の規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	投網・網目2cm未満のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣・竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法		遊漁料の額		備考
	こい ふな うなぎ	手釣 ・ 竿釣	徒	日	
歩			年	3,500円	
船 使用		日	600円		

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
こい ふな うなぎ	徒網	年	2,500円	
	投網(船・浮・台)	年	3,500円	
	うぎ・たも網	年	1,000円	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁の場所において漁場監視員に納付することができる。

住所 熊本県八代市鏡町野崎字1番割1028-2
熊本県八代市昭和明徴町837番地
熊本県八代市千丁町古閑出2975-8

鏡町漁業協同組合事務所
昭和漁業協同組合事務所
千丁漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成26年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

別記様式(1)

遊漁承認証

表

裏

NO.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	住所
	氏名 (年齢)

承認期間
魚種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料
発行者
内共第12号共同漁業権管理協議会

注 意 事 項

1. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
2. 遊漁の際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。
3. 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
4. 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。
5. 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。

様式(2)

漁場監視員証

表

裏

NO.

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名	(年齢)
住所	

有効期間

発行者
内共第12号共同漁業権管理協議会

注 意 事 項

1. 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。
2. この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。

千丁漁業協同組合 内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、千丁漁業協同組合が免許を受けた内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい・ふな・うなぎをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の人数の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ、遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 人数	エ 区域	オ 期間
こい漁業 ふな漁業	手釣・竿釣 投網・徒網 うぎ・たも網	制限なし	内共第13号 漁場	1月1日から 12月31日まで
うなぎ漁業	手釣・竿釣	制限なし	〃	〃

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄の漁業は、イ欄の規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	投網・網目2cm未満のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣・竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法		遊漁料の額		備考
			日	年	
こい ふな うなぎ	手釣・竿釣	徒歩	日	300円	
			年	3,500円	
		船使用	日	600円	

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
		年	日	
こい ふな うなぎ	徒網	年	2,000円	
	投網(船・浮・台)	年	3,500円	
	うぎ・たも網	年	1,000円	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁の場所において漁場監視員に納付することができる。

住所 熊本県八代市千丁町古閑出 2975-8

千丁漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成26年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

別記様式(1)

遊漁承認証

表

裏

NO.					
遊漁承認証					
下記のとおり遊漁を承認します。					
記					
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">(年齢)</td> </tr> </table>	住所		氏名	(年齢)
住所					
氏名	(年齢)				
承認期間					
魚種					
漁具・漁法					
遊漁区域					
遊漁料					
発行者	千丁漁業協同組合				

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 2. 遊漁の際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。 3. 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 4. 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。 5. 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。

様式(2)

漁場監視員証

表

裏

NO.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	千丁漁業協同組合

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。 2. この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。

郡築内水面漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第14号
共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条

この規則は郡築内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第14号第5種共同漁業権に関わる漁場（以下「漁場」という）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、ぼら）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条

漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め組合に申請しその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣（ウキ釣、バクダン釣）又は歩行投網による遊漁の場合には、口頭で伝え、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した別記様式第1号の遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は歩行投網による遊漁の場合には、第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動物の採捕に著しく支障があると認める場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項について承認するものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条

次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア、漁業の名称	イ、漁業の方法	ウ、規模	エ、区域	オ、期間
こい、ふな、 ぼら 漁業	歩行投網 船投網	網長 6m以内	郡築2番町から 郡築12番町ま で	1月1日から 12月31日 まで
	竿釣	竿釣 バクン釣	同上	同上
うなぎ漁業	竿釣	竿釣	同上	同上
	タカンポ	3本結び延 べ縄 50 箇 所以内 竿釣	同上	4月1日から 10月31日 まで

(漁具の制限)

第4条

次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用しなければならない。

ア、漁業の名称	イ、漁具の規模又は大きさ
こい 漁業	投網 網目2cm未満
うなぎ 漁業	タカンポ 3本結び延べ縄50箇所以内
ふな、ぼら 漁業	投網 網目2cm未満

(体長の制限)

第5条

次の表のア欄に掲げる水産動物はそれぞれイ欄に規定する大きさのものを採捕してはならない。

ア、名 称	イ、大 き さ
ふな	全長15cm以下のもの
こい	全長30cm以下のもの
うなぎ	全長25cm以下のもの
ぼら	制限なし

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条

遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具	漁法	遊漁料の額			
			年釣	3,000円	日釣	
こい ふな	竿釣	徒歩 ウキ釣	年釣	3,000円	日釣	300円
こい、ふな	竿釣	徒歩 バクダン釣	年釣	5,000円	日釣	500円
ぼら	竿釣	徒歩 ウキ釣	年釣	3,000円	日釣	500円
うなぎ	竿釣	徒歩 ウキ釣	年釣	3,000円	日釣	500円
	タカンボ	3本くぶり	年釣	1,500円		

ただし未就学の幼児及び小学生は無料、中学生及び肢体不自由者はそれぞれ規定する額の2分の1に相当する額とする。

2 その他の場合

魚種	漁具	漁法	遊漁料の額	
こい ぼら ふな	投網	歩行投網	年打	3,000円
こい ぼら ふな	投網	船投網	だぶ解禁日	3,000円

3 遊漁料の納付は次に掲げる場所において納付するものとする。ただし、第1項に規定する遊漁の場合には当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

郡築内水面漁業協同組合

住所 八代市郡築十二番町149

(遊漁承認証)

第7条

組合は第2条第1項の承認をした場合は、別記様式第2号の遊漁承認証（以下「遊漁証」という）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の遊漁者に迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁証を携帯し、漁場監視員に要求があったときはこれを提示しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(漁場監視員)

第9条

漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子を使用するものとする。

(違反者に対する処置)

第10条

承認を受けた遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を禁止することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。

このほかに組合に害をおよぼす場合は、理事会により対策を執る。

(附 則)

この規則は平成26年1月1日から施行し、平成35年12月31日までの期間適用する。

遊漁承認申請書

郡築内水面漁業協同組合 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

下記の通り承認を受けたいから郡築内水面漁業協同組合第5種共同漁業権
遊漁規則第2条の規定に基づき申請します。

記

- 1、漁獲物の種類 ふな こい ぼら うなぎ
- 2、漁具漁法 竿釣、歩行投網、船投網、バクダン釣 タカンボ
- 3、採補区域 内共第14号区域
- 4、採補期間 毎年1月1日～12月31日まで (ふな、こい、ぼら)
 毎年4月1日～10月31日まで (うなぎ)
- 5、承認を受けようとする期間
 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

別記様式第2号

(表)

<h2>遊漁承認証</h2>			
下記の通り遊漁を承認します。			
平成 年 月 日			
記			
遊 漁 者	住 所		
	氏 名		
遊漁承認期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
魚 種		漁 具	
漁 法		遊 漁 料	
郡築内水面漁業協同組合 ⑩			
取扱者			⑩

(裏)

<h2>注意事項</h2>	
記	
1	遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
2	遊漁の際は必ず本証を携帯し、漁場監視員の要求があった場合は直ちに提示しなければならない。
3	遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の遊漁者に迷惑となる行為をしてはならない。
4	遊漁者は、監視員の指示に従わなければならない。
5	組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは直ちに遊漁を禁止し、以後の遊漁を拒絶することができる。

漁場監視員証

下記の者は郡築内水面漁業協同組合の漁場監視員であることを証明します。

住 所
氏 名

平成 年 月 日生

有効期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

郡築内水面漁業協同組合 ㊞

八代南部内水面漁業協同組合内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、八代南部漁業協同組合が免許を受けた内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣り又は投網による遊漁の場合には口頭で行うものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣り又は投網による遊漁の場合には第8条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第4条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の(ア)欄に掲げる漁業はそれぞれ(イ)欄の漁業の方法により(ウ)欄の規模の範囲内において(エ)欄の区域および(オ)欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁業の方法	(ウ) 規 模	(エ) 区 域	(オ) 期 間
こい漁業	竿釣り・投網 (但しバクダン釣りを除く)	制限しない	内共第15号共同漁業 権漁場区域内	1月1日から 12月31日まで
ふな漁業	竿釣り・投網 (但しバクダン釣りを除く)	制限しない	内共第15号共同漁業 権漁場区域内	1月1日から 12月31日まで
うなぎ漁業	竿釣り・投網 (但しバクダン釣りを除く)	竿釣りは 5本以内	内共第15号共同漁業 権漁場区域内	1月1日から 12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、組合長は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業を営むべき期間を制限することができる。

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 遊漁料の額は、次の通りとする。

魚種	漁具	漁法	期間	遊漁料の額
こい	竿釣り・投網	徒歩	1月1日～12月31日	年間3,000円 1日500円
ふな	竿釣り・投網	徒歩	1月1日～12月31日	年間3,000円 1日500円
うなぎ	竿釣り・投網	徒歩	1月1日～12月31日	年間3,000円 1日500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住所 八代市日奈久新開町無番地
八代南部内水面漁業協同組合

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(付則)

この規則は、内共第15号の免許の日から施行し、免許の存続期間適用する。

表

裏

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

記

遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	年齢

遊漁期間

魚 種

漁具漁法

遊漁区域

遊 漁 料

発行者
八代南部内水面漁業協同組合 ㊟

○注意事項

- 1 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。
- 2 漁業監視員は、遊漁規則に反した行為を認められた場合、遊漁の中止を命ずることができます。

○当組合が行っている増殖事業

- 1 当組合では、資源の増殖のために、稚魚・成魚の放流、魚礁の整備を行っています。
- 2 この河川等における増殖事業は、熊本県知事に届けた資源増殖計画に基づいて行っています。

○当組合が行っている漁場管理

- 1 遊漁料は、資源増殖や漁場環境維持のための経費の一部として使用されています。
- 2 この河川等は組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できり様配慮していただきます。ご意見等が連絡ください。(TEL 0965-33-3533)

表

裏

漁場監視員証

下記の者は当該組合の漁場監視員であることを証明する

氏 名	年齢
住 所	

有効期限

発行者
八代南部内水面漁業協同組合 ㊟

注意事項

・漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

蘇陽地域漁業協同組合内共第16号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、蘇陽地域漁業協同組合が免許を受けた内共第16号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、やまめ、いわな及びにじますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請しその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第12条の規定する場合を除き、その他の場合には当該水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣・手釣・投網	制限しない

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こい	1月1日から12月31日まで
いわな・にじます	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

(白水川溪流管理区域)

第5条 川走川水系白水川の阿蘇郡高森町中字白水213-2番地先標注第1号と阿蘇郡高森町中字白水又942番地先標柱第2号を結ぶ直線から下流1,200メートル阿蘇郡高森町中字上川走758番地先標柱第3号と高森町矢津田字井良ヶ迫1-3番地先標柱第4号を結ぶ直線までの区間を白水川溪流管理区域とする。当該区域においては、第8条第3号に定める遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

(禁止区域)

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁してはならない。

区 域	期 間
五ヶ瀬川、三ヶ所川の合流地点から五ヶ瀬川上流1.5キロメートルまで	1月1日から12月31日まで
柳谷川・白水川・川走川合流地点から柳谷川上流500メートル・川走川下流500メートルまで	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ・いわな・にじます	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学生又は肢体不自由者のときに同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、第1号の場合200円を加算した額とする。

(1) 竿釣・手釣による遊漁の場合の表中

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい・やまめ・いわな・ にじます	竿釣・手釣	1日 800円
		1年 1,800円

(2) その他の場合の表中

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい・やまめ・いわな・ にじます	投網	1年 3,000円

(3) 第5条の白水川溪流管理区域の遊漁料はつぎのとおり定める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい・やまめ・いわな・ にじます	手釣・竿釣(餌釣) 大人	4時間 3,900円
こい・やまめ・いわな・ にじます	手釣・竿釣(餌釣) 子供	4時間 2,800円
こい・やまめ・いわな・ にじます	手釣・竿釣(疑似餌) 大人	5時間 3,900円
こい・やまめ・いわな・ にじます	手釣・竿釣(疑似餌) 子供	5時間 2,800円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

ただし、竿釣・手釣の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

遊漁料納付場所	熊本県上益城郡山都町今500番地 山都町役場蘇陽総合支所
	熊本県上益城郡山都町長崎364番地 服掛松キャンプ場
	熊本県上益城郡山都町馬見原201-4番地 有限会社 工藤石油
	熊本県上益城郡山都町米迫237-6番地 歌瀬キャンプ場
	熊本県上益城郡山都町今831-4番地 興侶勝幸氏宅
白水川溪流管理区域の遊漁料納付場所	熊本県阿蘇郡高森町大字草部750番地 白水川溪流管理区域内蘇陽地域漁業協同組合の管理受付所

(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。なお、第8条第1項第3号の遊漁承認証は別記様式第3号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は、平成26年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。


様式第1号

年券 表

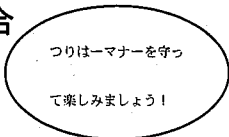
平成 年
遊 漁 証
漁具・漁法
氏名

蘇陽地域漁業協同組合

年券 裏


注意事項
●遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を厳守して下さい。
蘇陽地域漁業協同組合

1日券 表

平成 年
一日遊漁
許可証
金額 800円
平成 年 月 日
蘇陽地域漁業協同組合


1日券 裏

注意事項
●遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を厳守して下さい。
—漁協印無きものは無効—

様式第2号

表

漁場監視員証

住所
氏名



蘇陽地域漁業協同組合

裏

注意事項

●漁場監視委員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴力若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない

蘇陽地域漁業協同組合

様式第3号

遊漁承認証

表

蘇 陽 漁 協 特 設 釣 場 遊 漁 承 認 証

遊漁料 _____ 円

漁具・漁法 _____

期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 当日限り

遊漁時間 _____ 午前・後 _____ 時 ~ 午前・後 _____ 時まで

蘇陽地域漁業協同組合

印

—漁協印無きものは無効—

☎0967-64-0440

裏

注 意 事 項

1. 遊漁には危険が伴います。遊漁中は周囲に充分注意してください。なお、駐車場を含み遊漁中の事故については、当漁協及びつりセンターは一切の責任を負いません。
2. 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。問題行為を発見した場合、遊漁の中止を命じ、以後その者の特別区域での遊漁を拒絶する。既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
3. 遊漁券の貸借は厳禁します。

綾北川槻木漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、綾北川槻木漁業協同組合が免許を受けた内共第17号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、やまめ及びおいかわ（はえ）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はたも網（叉手網を含む。）による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等の内容を記載した採捕承認申請書を提出して、しなければならない。

3. 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はたも網（叉手網を含む。）による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（以下第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認める場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4. 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣	3本以内
竿釣	3本以内
蚊針	1本とする（枝針8本まで）
投網	網目の大きさは2センチメートル以上
刺網	50統以内（11節以上の太目の網長さ25メートル）
カシ針	1人20本（流し針は出来ない）
たも網（叉手網を含む）	制限なし

2. 遊漁者の漁法は、第1項による漁法のみを制限する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

漁業の名称	期 間
あゆ漁業(手釣・竿釣)	7月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで。
あゆ漁業(投網・刺網) (たも網(又手網も含む))	8月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで。
うなぎ漁業	1月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで。
こい漁業	1月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで。
おいかわ(はえ)漁業 (手釣・竿釣)	1月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで。
おいかわ(はえ)漁業 (蚊針)	6月1日から2月末日までの期間内で理事会が定める日まで。
やまめ漁業	3月1日から9月30日までの期間内で理事会が定める日まで。

(全長制限)

第5条 次の表に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
うなぎ	熊本県内水面漁業調整規則(全長の制限)第27条による
こい	熊本県内水面漁業調整規則(全長の制限)第27条による
やまめ	全長10センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、高校生以下の児童生徒及び多良木町が募集した「ふるさとの森の会員」で多良木町長が証明書を発行した者については無料とする。

魚種	漁具 漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、投網、たも網(又手網も含む)	
うなぎ	手釣、竿釣、カシ針	1日 1,000円
こい	手釣、竿釣、カシ針	1年 4,000円
やまめ	手釣、竿釣、蚊針	
おいかわ(はえ)	手釣、竿釣、蚊針	

2. 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする以前において、役員及び漁場監視員に納付するものとする。

○熊本県球磨郡多良木町大字槻木 496 番地の 1
綾北川槻木漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付があったときは、別記様式第2号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という)を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、遊漁監視員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(付則)

この規則は、平成26年 1月 1日から施行し、免許の存続期間適用する。

別記様式第1号

遊漁承認申請書

遊漁承認申請書

平成 年 月 日

綾北川槻木漁業協同組合
組合長 殿

住所
氏名 印

下記のとおり承認を受けたいから、綾北川槻木漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第17号共同漁業権遊漁規則第2条の規定に基づき申請します。

記

1. 採捕物の種類
2. 漁具・漁法
3. 採捕区域又は場所
4. 採捕期間

別記様式第2号

遊漁承認証

(おもて)

(うら)

遊漁承認証 No.	
下記の通り遊漁を承認します。	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
綾北川槻木漁業協同組合	
代表理事組合長	印

注意事項
1. この承認証は、遊漁中見やすい所へ保持して下さい。
2. この承認証は、期限後は使用できません。
3. この承認証は、期限後直ちに組合事務所に返還して下さい。
4. この承認証は、他人に貸与してはなりません。
5. 漁場監視員の要求あるときは、承認証を提示して下さい。
6. お互い川をきれいにしましょう。

(おもて)

(うら)

遊漁監視員証 No.

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名	(年齢)
住所	

有効期間
 発行者
 綾北川槻木漁業協同組合
 代表理事組合長 印

注意事項

1. 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。
2. 常に組合員と連絡を密にし、違反等のなきよう指導すること。
3. いかなる場合でも、遊漁者に対して、暴力若しくは脅迫を加え又は威嚇を行ってはならない。
4. 漁場監視の結果はその都度組合長に連絡すること。

芦北町内水面漁業協同組合内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産物(あゆ及びもくずがにをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁しようとする者は、組合に申請して承認を受けなければならない。ただし、遊漁する場所で魚場監視員に遊漁料を払い込む者はこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、釣りによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には別記様式第1号に示す遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があつた場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の養殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認するものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

(漁業の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業はそれぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模
あゆ漁業	釣り	刺網1人3張りまで、網の全長15m以内
	刺網	
	投網	
もくずがに漁業	蟹籠	1人10籠以内
	うけ	1人1箇所

エ 区 域	オ 期 間
佐敷川本流の佐敷川肥薩おれんじ鉄橋から上流の塩浸堰までの佐敷川本流、本流合流点から上流の要橋までの乙千屋川、本流合流点から上流の矢櫃橋までの宮の浦川、本流合流点から上流の庵養寺橋までの田川川	7月1日～11月30日 (日出から日没まで)
同上	9月1日～12月31日

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁業の種類	イ 漁業の方法	ウ 規模
あゆ	投網	網目 15mm以上
	刺網	網目 15mm以上

2 次に掲げる漁具、漁法により水産動物を採捕してはならない。

あゆのがつくりがけ

(採捕禁止区域等)

第5条 第3条の規定による期間内であっても、組合長は理事会の承認を得て水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、未就学の幼児及び小中学生は無料、肢体不自由者及び70歳以上の高齢者はそれぞれ規定する額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具漁法	遊漁の額	
		1日	1年
あゆ	釣り	500円	3,000円
	投網	1,500円	4,000円
	刺網	1,500円	5,000円
もくずがに	籠(1籠につき)	500円	3,000円
	うけ	—	5,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁する場所において、漁場監視員に納付することができる。

芦北町大字佐敷404番地 芦北町内水面漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他のものの迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員はこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則) この規則は平成26年1月1日から施行し、その免許の存続期間適用する。

別記様式第1号

遊 漁 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

芦北町内水面漁業協同組合
代表理事組合長 様

住 所
氏 名 印

下記のとおり承認を受けたいので芦北町内水面漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第18号共同漁業権遊漁規則第2条の規定に基づき申請します。

記

1. 獲物の種類
2. 遊漁の方法
3. 採捕区域又は場所
4. 採捕期間

別記様式2号

遊 漁 承 認 証		No.
下記のとおり遊漁を承認します。		
記		
遊漁者	住所	
	氏名	
承認期間	平成	年 月 日～平成 年 月 日
魚 種		
漁具漁法		
遊漁区域		
遊 漁 料		
注意事項		
1 操業は、あゆ漁業に限り日の出から日没までとする。		
2 使用する刺網は、一重で、網目15mm以上、長さは15m以内とする。		
3 使用する投網は、網目15mm以上とする。		
4 蟹籠は、10籠以内、うけは1箇所に限る。		
芦北町内水面漁業協同組合		印

別記様式第3号

漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
記	
住 所	
氏 名	年 齡
有効期間	
	平成 年 月 日～平成 年 月 日
芦北町内水面漁業協同組合	印

